

第6 介護扶助

1 基本的考え方

介護扶助は、介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同等のサービスを、介護保険制度とあいまって、要保護者に対し保障するものです。

そこで、要保護者は、原則的には、介護保険制度の被保険者として介護保険法の規定に基づき要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受け、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に応じ、介護保険給付及び介護扶助を受けることになります。

また、介護保険制度の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者で、介護保険法施行令第2条各号の特定疾病により要介護状態等にあるものについては、障害者総合支援法による自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図った上で、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、介護扶助の要否判定に当たり被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受け、要介護状態等に応じ介護扶助を受けることになります。

なお、介護扶助の居宅介護の範囲は、居宅介護支援計画に基づいて行うものに限られており、介護予防の範囲は、介護予防支援計画に基づいて行うものに限られています。そのため、介護保険制度の被保険者については介護保険法の規定に基づき、介護保険制度の被保険者でない者については介護扶助として、介護扶助の指定介護機関である居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）から居宅介護支援計画等の策定を受け、当該計画に基づき介護扶助の指定介護機関から居宅介護又は介護予防を受けることになります。

2 介護扶助の対象者及び給付割合

- (1) 介護保険法に規定する要介護及び要支援状態にある者を対象者として、次のとおり3つに区分されます。

	対 象 者	給 付 割 合
65歳以上の 生活保護受給者	介護保険被保険者（第1号被保険者）として 要介護認定等を受け、要介護及び要支援状態 にある者	介護保険の利用者負担分（介 護サービスの費用の1割）及 び施設サービスにおける居住 費並びに食事の負担限度額
40歳以上65歳未満の 医療保険加入の生活保護 受給者	介護保険被保険者（第2号被保険者）として 要介護認定等を受け、要介護及び要支援状態 にある者	介護保険の利用者負担分（介 護サービスの費用の1割）及 び施設サービスにおける居住 費並びに食事の負担限度額
40歳以上65歳未満の 医療保険未加入の生活保護 受給者	介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未 満の要保護者で介護保険法施行令（平成10 年政令第412号）第2条各号の特定疾病によ り要介護状態等にある者	全額

3 介護扶助の範囲

介護扶助は次に掲げる事項の範囲内で行われます。(生活保護法第 15 条の 2)

- 1 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- 2 福祉用具
- 3 住宅改修
- 4 施設介護
- 5 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- 6 介護予防福祉用具
- 7 介護予防住宅改修
- 8 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
- 9 移送（施設への入退所や居宅療養管理指導に係る交通費、保険給付が行われない居宅介護サービス等利用に伴う交通費等）

(1) 介護扶助の居宅介護等の範囲は、居宅介護支援計画等に基づいて行われますが、この居宅介護支援計画等は、原則として生活保護法による指定介護機関の指定を受けた居宅介護支援事業者等が作成した介護保険法に規定する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画である必要があります。また、居宅介護等に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防サービス費等区分支給限度基準額の範囲内となります。

(2) 福祉用具又は介護予防福祉用具（以下「福祉用具等」という。）

ア 福祉用具等の支給対象

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目に規定する種類の福祉用具が支給対象となります。

イ 費用

介護保険法に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額又は介護予防福祉用具購入費支給限度基準額の範囲内において必要な最小限度の額です。

(3) 住宅改修又は介護予防住宅改修（以下「住宅改修等」という。）

ア 住宅改修等の範囲

住宅改修等の範囲は、厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類に規定する種類の住宅改修です。

イ 住宅改修等の程度

介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は介護予防住宅改修費支給限度基準額の範囲内において必要な最小限度の額です。

(4) 施設介護

施設介護の種類は、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービスです。

(5) 介護予防・生活支援サービス

指定事業者以外から提供される介護予防・生活支援サービスについては、介護予防ケアマネジメント又はこれに基づく介護予防・生活支援サービス事業者がサービスを提供し、利用者負担額については、領収書等に基づき、被保護者に対して介護扶助の給付を行います。

(6) 移送

移送費の支給は、次のいずれかに該当する場合に行い、その費用は最小限度の実費です。

- ア 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の利用に伴う交通費又は送迎費（要保護者の居宅が当該事業所の通常の事業の実施地域以外である事業者により行われる場合であって、近隣に適当な事業者がない等真にやむを得ないと認められる場合に限る。）
- イ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用に伴う送迎費
- ウ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導のための交通費
- エ 介護施設へ入所、退所に伴う移送のための交通費

4 要介護認定等

- ア 第1号被保険者及び第2号被保険者（介護保険の被保険者である要保護者）
介護保険法の規定に基づき、被保険者として要介護認定等を受けます。
- イ 被保険者以外の者（介護保険の被保険者でない要保護者）
介護保険制度の被保険者でないことから、要介護認定等については、生活保護制度で独自に行うことになります。この場合の要介護状態等の判定区分、継続期間、療養上の留意事項等について、被保険者とそれ以外の者との間で統一を図る等のため、市町村に設置される介護認定審査会に審査判定を委託して行います。

5 主治医意見書

(1) 第1号被保険者及び第2号被保険者（介護保険の被保険者である要保護者）

- ア 文書料
要介護認定等に必要な主治医の意見書の記載に係る経費は、介護保険の保険者が負担します。
- イ 診察及び検査に要する費用
意見書は、主治医が、それまでの診療等によって得られている情報に基づいて記載するものです。ただし、主治医がいない場合には、意見書の記載に必要な診察及び検査に係る費用又は医療保険の自己負担分については、生活保護から支払います。
なお、本人の主訴等がないため、医療保険及び医療扶助の対象とならない場合には、初診料相当分及び検査費用について保険者が負担することになります。

(2) 被保険者以外の者（介護保険の被保険者でない要保護者）

- ア 文書料
介護保険制度の被保険者でないため、生活保護で支払うことになります。主治医の意見書記載にかかる費用については、介護保険の額の例によります。
- イ 診察及び検査に要する費用
介護保険の被保険者である要保護者の場合（なお書きを除く。）と同様です。

6 介護券の発行

介護扶助が決定されたときは、指定介護機関へ介護券が発行されます。介護券は、暦月を単位として発行され、有効期間が記載されていますので、これを確認のうえ、介護サービスを提供してください。

なお、本市では、各区保健福祉センター等の入力に基づき、全市分の介護券を一括作成し介護機関ごとに毎月月末頃に送付しています。ただし、前月のサービス計画から変更等があった場合等は、各区保健福祉センター等で作成し送付する場合があります。

介護券は、介護機関で最低6か月間保存し、保存期間終了後は指定介護機関の責任のもと、プライバシーの保護に留意のうえ、処分してください。